

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成22年9月16日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局富士砂防事務所長 吉柳 岳志

1 業務概要

- (1) 業 務 名 平成22年度 富士山風祭上流砂防堰堤工群詳細設計業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、富士山風祭川において工事予定である風祭上流砂防堰堤工群について、予備設計業務で検討された砂防施設の基本諸元より、測量調査及び地質調査を実施し、経済的かつ合理的な砂防施設の詳細設計を行い、工事を実施するための資料を作成するものである。

- (3) 履行期限 平成23年3月15日

(4) 入札方式等

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。

電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所 総務課

〒418－0004 富士宮市三園平1100

TEL 0544-27-5221 FAX 0544-27-8759

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- a) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ア．親会社と子会社の関係にある場合
イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- b) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

静岡県内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：砂防堰堤の詳細設計に関する業務

類似業務：－

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表③の日を予定する。

技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）、土木学会が認定した特別上級技術者（流域・都市、防災、河川・流域）、上級技術者（流域・都市、防災、河川・流域）、1級技術者（流域・都市、防災、河川・流域）、RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）（RCCMと同等の能力を有する者も含む）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

予定管理技術者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有しなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：砂防堰堤の詳細設計に関する業務

類似業務：－

(6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

- 1) 平成22年9月16日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年9月16日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- 3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ① 再委託の内容が、主たる部分の場合。

② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(8) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、参加表明者の同種又は類似業務の実績ならびに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

指名通知の日は別表③の日を予定する。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒418-0004 富士宮市三園平1100

中部地方整備局富士砂防事務所 総務課

電 話 0544-27-5221

F A X 0544-27-8759

メールアドレス：keifujis@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、「電子入札システム」による交付を受けることが出来ない場合は、3(1)の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

(3) 参加表明書の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により、4(1)まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

技術提案書等のファイル容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

提出期間は、別表③のとおり。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

する。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により3（1）まで持参又は郵送等で提出すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手する為の照会窓口 上記3（1）に同じ。

(7) 本案件は資料提出、入札を電子入札で行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) 参加表明書等に対する留意事項

参加表明書等の提出がない場合又は2（1）④の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(9) 詳細は入札説明書による。

別表

①	入札説明書等（仕様書含む） の交付期間	平成22年9月16日から 平成22年9月24日まで
②	参加表明書の提出期間	平成22年9月17日から 平成22年9月24日までの10時から16時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	指名通知の日	平成22年10月1日
④	入札書の受付期間	平成22年10月8日10時00分から 平成22年10月12日16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成22年10月13日10時30分 富士砂防事務所入札室

入札説明書

中部地方整備局富士砂防事務所の「平成２２年度 富士山風祭上流砂防堰堤工群詳細設計業務」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．手続開始の公示日 平成22年9月16日

２．契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局富士砂防事務所長 吉柳 岳志

富士宮市三園平 1 1 0 0

３．業務概要

(1) 業 務 名 平成２２年度 富士山風祭上流砂防堰堤工群詳細設計業務（電子入札対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、富士山風祭川において工事予定である風祭上流砂防堰堤工群について、予備設計業務で検討された砂防施設の基本諸元より、測量調査及び地質調査を実施し、経済的かつ合理的な砂防施設の詳細設計を行い、工事を実施するための資料を作成するものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・測量調査 １式
- ・地質調査 １式
- ・詳細設計 １式

(4) 履行期限 平成23年3月15日

(5) 資料等の提出方法

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。

電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所 総務課

〒418－0004 富士砂防市三園平1100

TEL 0544-27-5221 FAX 0544-27-8759

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

4. 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
 - a) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア. 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - b) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書を

提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

静岡県内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：砂防堰堤の詳細設計に関する業務

類似業務：－

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表①の日を予定する。

技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）、土木学会が認定した特別上級技術者（流域・都市、防災、河川・流域）、上級技術者（流域・都市、防災、河川・流域）、1級技術者（流域・都市、防災、河川・流域）、RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）（RCCMと同等の能力を有する者も含む）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

予定管理技術者は、同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：砂防堰堤の詳細設計に関する業務

類似業務：－

(6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

- 1) 平成22年9月16日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年9月16日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- 3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

5. 担当部局

〒418-0004 富士宮市三園平1100

国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所

総務課：契約手続き及び参加表明書の作成に関すること。

電 話 0544-27-5221 F A X 0544-27-8759

メールアドレス：keifijis@cbr.mlit.go.jp

6. 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：別表②のとおり。

提出先：5と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、持参又は郵便等により提出すること。郵送等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は電子媒体（CD-ROM等）に以下のファイル形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。また、持参又は郵送等にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ①郵送等する旨の表示
- ②郵送等する書類の目録
- ③郵送等する書類のページ数
- ④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
- 画像ファイル JPEG及びGIF形式
- 圧縮ファイル LZH形式のみ
- ※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

留 意 点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(2) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書（CD-ROM等の電子媒体含む）は、返却しない。
- ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先・・・5. と同じ。

7. 入札参加者を指名するための基準

(1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、7. (2)「入札参加者を選定するための基準」に示すとおり、参加表明者並びに予定管理技術者の経験及び能力等を勘案するものとする。

なお、指名通知の日は別表①を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点			評 価 ウェート
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務実績	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績	下記の項目で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 なお、同種業務実績が無い場合は選定しない。	3
		平成18年度以降の業務成績	過去4年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 ①中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上 ②中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満	7

			③以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上70点未満 ・過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ④以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満 ・過去4年間に、中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	
	営業拠点	営業拠点等の所在地	下記の順位で評価する。 ①富士砂防事務所管内に営業拠点等を有する ②静岡県内に営業拠点を有する	5
	地域での業務経験	過去10年間の当該事務所周辺での業務実績の有無	下記の順位で評価する。 ①富士砂防事務所管内における業務実績あり ②中部地方整備局管内における業務実績あり ③上記の業務実績無し	5
	企業信頼度(指名停止等)		参加表明書提出日において以下の期間内に処分を受けている場合、評価点を減じる。 ①該当なし ②以下のいずれかに該当する。 ア) 営業停止又は指名停止期間満了後6ヶ月 イ) 文書注意措置後2ヶ月 ウ) 口頭注意措置後1ヶ月	－5
基本事項 (技術者)	技術者資格		下記の順位で評価する。 ①技術士(建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋))又は土木学会が認定した特別上級技術者(流域・都市、防災、河川・流域)上級技術者(流域・都市、防災、河川・流域) ②土木学会が認定した1級技術者(流域・都市、防災、河川・流域)又はRCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)(RCCMと同等の能力を有する者も含む) なお、上記以外の場合は選定しない。	5
	業務実績	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 なお、同種業務実績が無い場合は選定しない。	3
		平成18年度以降の業務成績	過去4年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務に	7

		におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 ①中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上 ②中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満 ③以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上70点未満 ・過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ④以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満 ・過去4年間に、中部地方整備局発注業務におけるTECRIの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	
	地域精 度	過去10年間の当該事務所周辺での業務実績の有無 下記の順位で評価する。 ①富士砂防事務所管内における業務実績あり ②中部地方整備局管内における業務実績あり ③上記の業務実績無し	5
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	

8 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。なお、紙入札方式による参加者には書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

①受付場所：5と同じ。

②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：5と同じ。

②質問の受付期間：別表③のとおり。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

①閲覧場所：富士砂防事務所 総務課

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により5の契約手続きに関する担当部局まで持参又は郵送等すること。

- (3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

11. 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効等

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて4. に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

また、指名通知を受け、入札した場合においても、図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分を含む）の交付を受けていない場合には、入札を無効とする。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次いで有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価

格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

- (3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。なお、（１）及び（２）については、予決令第86条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

（１）配置予定管理技術者の制限

配置予定管理技術者の制限について、次の１）及び２）を実施するものとする。なお、１）により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

１）本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去４年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が７５点以上である技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

２）本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で２億円、件数で５件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（２）品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成２１・２２年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の２名による連名の直筆署名とする。

また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。
提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1) 1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

17. 契約書作成の可否等

土木設計業務委託契約書（現場調査業務 有）により、契約書を作成するものとする。

18. 支払条件 前金払 有 部分払 0回

19. 火災保険付保の可否 否

20. 関連情報を入手するための照会窓口 5. ②と同じ

21. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－1～7、A4判）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の当該地域での業務経験、業務拠点	・当該地域での業務経験を記載する。記載する件数は1件とする。 ・参加表明者の静岡県内の業務拠点等を記載する。 ・記載様式は様式－2とする。
参加表明書の提出者の同種又は類似業務の実績	・参加表明者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、1件とする。 ・記載様式は様式－3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。 ・また、参加表明者が過去4年間に中部地方整備局発注業務 におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績が無い場合は、過去4年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式－3－2に記載する。 ・なお、過去4年に他機関から受注した同種又は類似業務の実績が様式－4と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－3と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。 ・記載する業務の件数は、1件とする。

	・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は本業務の公示日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・過去10年間の当該事務所周辺での業務実績について、1件記載する。 なお、業務実績は、発注機関を問わない。 ・記載様式は様式－4とする。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	・配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、1件とする。 ・記載様式は様式－5とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をA4判1～3枚に記述した資料及び経歴書とすること。 なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもA4判1枚程度の概要を添付すること。 ・また、配置予定管理技術者が過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績がない場合は、過去4年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式－5－2に記載する。 ・なお、過去4年に他機関から受注した同種又は類似業務の実績が様式－5と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－5と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載する必要はない。 ・記載する業務の件数は、1件とする。 ・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。
業務実施体制	・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－7とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載すること

(3) 業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

参加表明書の提出者が過去に受注した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務につ

いて、請負業務に従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

ただし、参加表明書の提出者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

また、配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

22. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、参加表明書に記載した予定管理技術者を当該業務に管理技術者として配置すること。
- (5) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- (6) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記の通りとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、5へ連絡すること。
- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (9) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

別表

①	指名通知の日	平成22年10月1日
②	参加表明書の提出期間	平成22年9月17日から 平成22年9月24日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての 質問の受付期間	平成22年9月17日から 平成22年9月24日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成22年10月8日10時00分から 平成22年10月10日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成22年10月13日10時30分 富士砂防事務所入札室

(別添)

(様式－１)

参 加 表 明 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
富士砂防事務所長 吉柳 岳志 殿

住 所

会社名

代表者氏名 印

平成22年9月16日付けで手続開始の公示のありました平成22年度 富士山風祭上流砂防堰堤工群詳細設計業務に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条の規定する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別添の様式－１から様式－７まで及び契約書の写しを提出してください。
なお、紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(380円)の切手をはった長3号封筒を、参加表明書と併せて提出してください。また、印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

(様式－２)

参加表明者

①当該地域での業務経験（平成12年度以降）			
業務地域 （都道府県・市町村名）	業務名 （TECRIS登録番号）	発注機関	履行期間
②営業拠点等の所在地			

参加表明者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A４判１枚に記載する。

参加表明者の同種又は類似業務の実績

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載)

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

なお、他機関における過去４年間の同種又は類似業務の受注実績が様式－３と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－３と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

(様式－４)

配置予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日			才
③所属・役職					
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)					
⑤手持業務の状況（平成22年9月16日現在）、契約金額500万円以上（ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）					
業務名（TECRIS登録番号）	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 万円)	
⑥当該事務所周辺での業務実績（平成12年度以降）					
業務地域 (都道府県・市町村名)	業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間	受注会社名	

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載)

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

なお、他機関における過去４年間の同種又は類似業務の受注実績が様式－５と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－５と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：業務の分担について記載するものとする。なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

現 場 説 明 書

1. 業務の名称 平成22年度 富士山風祭上流砂防堰堤工群詳細設計業務

2. 現場説明会 本業務内容は、入札説明書、契約書案、中部地方整備局競争契約入札心得、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

3. 仕様書等に対する質問及び回答について
 - (1) 質問書提出期間
平成22年9月17日から平成22年9月24日まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

 - (2) 質問書提出方法
質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

 - (3) 質問書提出先
電子入札システムにて提出すること。

 - (4) 回答書閲覧期間
回答は、電子入札システムで行います。また閲覧は回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

 - (5) 回答書閲覧場所
中部地方整備局 富士砂防事務所 1階閲覧場所

説 明 事 項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、入札公告・入札説明書（又は指名通知書、見積依頼書）、図面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）、中部地方整備局電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント業務等）、契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 落札者（又は契約の相手方）の決定について

- (1) 指名競争契約の場合において、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）に対し、配置予定管理技術者に関する経歴書（別紙様式1）の提出を求める連絡を行うので、入札参加者は、連絡を受けた場合に指定された期限までに速やかに別紙様式1が提出できるよう、開札日までに準備しておくこと。

なお、次のイ）からハ）に該当する入札は、無効とする。

- イ) 期限内に別紙様式1が提出されなかった場合
- ロ) 別紙様式1により提出された配置予定管理技術者が特記仕様書中「配置管理技術者の手持ち業務量の制限」の要件を満たさない場合
- ハ) 「8 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務について」(1)①に示す担当技術者を配置できない場合及び(2)品質証明書が提出されない場合

- (2) 落札者（又は契約の相手方）の決定については、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。随意契約による場合は、予定価格の範囲内であって、見積書を提出した者のうちから、経済的、技術的に有利と認められる者を契約の相手方に決定する。

なお、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85号（同令第98条において準用する場合を含む。）の基準を設定する場合がある。
- ② 基準価格（①の基準が設定されている場合に限る。以下同じ）を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- ③ 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- ④ 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。
- ⑤ 調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

3 契約の保証について

契約の保証を求める業務にあっては、その取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 落札者（又は契約の相手方）は、契約書案の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- イ 保管金領収証書は、「日本銀行 ○○支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「中部地方整備局 ○○事務所 歳入歳出外現金出納官吏 ○○課長 ○○ ○○」と記載するように申し込むこと。
- ハ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。
- ホ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- イ 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- ロ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「中部地方整備局 ○○事務所 取扱主任官 ○○課長 ○○ ○○」と記載するように申し込むこと。
- ハ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。
- ホ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 債務不履行により損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年 法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等という」。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年 法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
- ロ 保証書の宛名の欄には「分任支出負担行為担当官 中部地方整備局○○事務所長 ○○ ○○」と記載するように申し込むこと。
- ハ 保証債務の内容は契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
- ニ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。
- チ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

- ④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 中部地方整備局〇〇事務所長 〇〇〇〇」と記載するように申し込むこと。
 - ハ 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - ニ 保証金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。
 - ホ 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - ヘ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ハ 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 中部地方整備局〇〇事務所長 〇〇 〇〇」と記載するように申し込むこと。
 - ニ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - ホ 保険金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。
 - ヘ 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - ト 業務委託料の変更により保険金額を変更する場合等の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。
 - チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

4 契約書頭書の「調停人」について

発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。

5 不可抗力による損害について

土木設計業務等委託契約書第29条又は測量調査等請負契約書第28条を適用する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第4項の「業務委託料」又は「請負代金額」とは、損害を負担する時点における業務委託料等とする。
- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料等の5/1000の額（この額が20万円を超えときは、20万円）に満たない場合は、損害額に含めない。

6 前払金等の請求について

- (1) 前払金を請求できる業務については、契約締結後、保証事業会社の保証を得たときは、業務委託料等の30/100以内の金額を前払金として請求することができる。
- (2) 部分払は、0回以内とする。

7 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払金を支払った場合における土木設計業務等委託契約書第35条第3項、測量調査等請負契約書第34条第3項又は建築設計業務委託契約書第35条第3項の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。

8 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務について

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。なお、（１）及び（２）については、予決令第８６条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

（１）配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- ① 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去４年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上の業務における管理技術者の経験を有し、過去４年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が７５点以上である技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えないものとする。
- ② 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で２億円、件数で５件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の１）から４）までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - １） 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - ２） 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - ３） 当該配置管理技術者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
 - ４） 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（２）品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成２１・２２年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合であるには、代表者及び受任者の２名による連名の直筆証明とする。

また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

（３）再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の３分の１以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

（４）打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と（１）①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

別紙

提出者： 代表者役職氏名

ふりがな

①氏名

②生年月日

③所属・役職

④保有資格

技術士（部門：分野：）・登録番号：登録年月日：

RCCM（部門：）・登録番号：登録年月日：

その他（名称：）・登録番号：取得年月日：

⑤同種又は類似業務経歴（１件）

同種業務：

類似業務：

TECRIS に登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

業務分類

業 務 名

職務上の立場

発注機関

業務成績
（評点）

履行期間

TECRIS 登録番号：

⑥同種又は類似業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験

（例えば、総括調査員または主任調査員に相当する程度の実務経験）

業務分類

職務上の立場（役職名）

機関名（所属まで記載）

期間

⑦手持業務の状況（平成 年 月 日現在）、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上（ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）

業務名

職務上の立場

発注機関

履行期間

契約金額

(契約金額合計 万円)

低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務について

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合については、受注者は次の（１）及び（２）について実施するものとする。

（１）配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次の①から④のいずれかを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、①又は②のいずれかを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- ① 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去５年間の同種業務における業務成績が７５点以上の実績を有する者を担当技術者として配置する。
- ② 過去５年間の同種業務における業務成績が７５点以上の業務において管理技術者としての実績を有する者を本業務の技術者として１名以上配置する。
- ③ 受注者が行う当該業務の設計業務の照査に加え、第三者による設計業務の照査を受注者の負担において実施する。

設計業務の照査を実施する第三者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。
- 3) 中部地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 受注者と資本面・人事面で関係がない者で、かつ過去５年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。
- 5) 第三者による照査等を実施する技術者は、特記仕様書に示す照査技術者の資格要件を満たすものであること。

なお、第三者による設計業務の照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第７条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、土木設計業務等委託契約書第４０条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第三者による照査等を実施した者が責任を負うものではない。

- ④ 当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。

また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

（２）打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

注・本様式は、土木関係建設コンサルタント業務の場合の作成例であり、他の業種区分の場合は、修正を行うこと。